

児童扶養手当に関する確認書

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と一緒に生活していない児童が、心身ともに健やかに成長することを目的として支給されます。

次の点について窓口担当者から説明を受けた場合、又は熟読のうえ御理解いただけた場合は、左の欄にチェックをつけ、下段に記名押印のうえ一部を窓口に提出してください。

1. 児童扶養手当の受給資格者が行わなければならない諸手続き

(1) 「現況届」について

あなたの現在の状況を確認し1年間の手当支給額を決定するため、毎年8月中に「現況届」を提出してください。この現況届は支給が停止されている場合でも提出してください。

(2) その他の「届け出」について

次のような場合には、すぐに届け出を行ってください。

- ・児童の数が変わったとき。(例:子どもの出産、死亡など)
- ・同居者に変更が生じたとき(※)
- ・あなたや家族の所得が変わったとき(所得更正を行ったとき)。
- ・あなたや児童が、遺族年金、障害年金、老齢年金などの公的年金や、労働基準法による遺族補償などを受給することができるようになったとき。(※※)
- ・住所が変わったとき。
- ・手当が支給される金融機関(口座番号、名義を含む。)を変えたとき。
- ・あなたや児童の名前が変わったとき。
- ・証書をなくしたとき。

※ 所得の高い家族と一緒に生活するようになった場合、手当がもらえなくなることがあります。

※※ 公的年金等の受給権が発生したときは、手当額が減額となることがあります。

いずれの場合も、届け出が遅れ余分にお金が支払われた場合は、その分を返還していただきます。

2. 受給資格がなくなる場合

次の場合は手当が受けることができなくなりますので、すぐに「資格喪失届」を提出してください。届け出が遅れ余分にお金が支払われた場合は、その分を返還していただきます。

あなたが	・結婚したとき。 <u>(結婚と同じような状態になった場合も含みます)</u> ・児童と生活と一緒にしなくなったとき。
児童が	・児童福祉施設や少年鑑別所等に入所した場合又は里親に委託された場合

この他にも資格喪失となる場合がありますので、詳しくは窓口担当者にお尋ねください。

3. 手当額が減額される場合

手当を受け始めてから5年等を経過した場合(養育者は除く)、「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出してください。提出がない場合、手当額の2分の1が減額となります。

4. 現在手当の対象となっている児童のうち、障がいを有し、かつ、今年度中に18歳に到達する児童がいる場合は、必ず窓口に申し出てください。

その他、不明なことがあれば、お住まいの町村役場もしくは県福祉事務所へご相談ください。

私は、本書の内容について説明を受け、理解し確認しました。

平成 年 月 日

氏名

印

熊本県知事

様

児童扶養手当に関する確認書

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と一緒に生活していない児童が、心身ともに健やかに成長することを目的として支給されます。

次の点について窓口担当者から説明を受けた場合、又は熟読のうえ御理解いただけた場合は、左の欄にチェックをつけ、下段に記名押印のうえ一部を窓口に提出してください。

1. 児童扶養手当の受給資格者が行わなければならない諸手続き

(1) 「現況届」について

あなたの現在の状況を確認し1年間の手当支給額を決定するため、毎年8月中に「現況届」を提出してください。この現況届は支給が停止されている場合でも提出してください。

(2) その他の「届け出」について

次のような場合には、すぐに届け出を行ってください。

- ・児童の数が変わったとき。(例: 子どもの出産、死亡など)
- ・同居者に変更が生じたとき(※)
- ・あなたや家族の所得が変わったとき(所得更正を行ったとき)。
- ・あなたや児童が、遺族年金、障害年金、老齢年金などの公的年金や、労働基準法による遺族補償などを受給することができるようになったとき。(※※)
- ・住所が変わったとき。
- ・手当が支給される金融機関(口座番号、名義を含む。)を変えたとき。
- ・あなたや児童の名前が変わったとき。
- ・証書をなくしたとき。

※ 所得の高い家族と一緒に生活するようになった場合、手当がもらえなくなることがあります。

※※ 公的年金等の受給権が発生したときは、手当額が減額となることがあります。

いずれの場合も、届け出が遅れ余分にお金が支払われた場合は、その分を返還していただきます。

2. 受給資格がなくなる場合

次の場合は手当が受けとることができなくなりますので、すぐに「資格喪失届」を提出してください。届け出が遅れ余分にお金が支払われた場合は、その分を返還していただきます。

あなたが	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚したとき。(結婚と同じような状態になった場合も含みます) ・児童と生活と一緒にしなくなったとき。
児童が	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設や少年鑑別所等に入所した場合又は里親に委託された場合

この他にも資格喪失となる場合がありますので、詳しくは窓口担当者にお尋ねください。

3. 手当額が減額される場合

手当を受け始めてから5年等を経過した場合(養育者は除く)、「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出してください。提出がない場合、手当額の2分の1が減額となります。

4. 現在手当の対象となっている児童のうち、障がいを有し、かつ、今年度中に18歳に到達する児童がいる場合は、必ず窓口に申し出てください。

その他、不明なことがあれば、お住まいの町村役場もしくは県福祉事務所へご相談ください。

私は、本書の内容について説明を受け、理解し確認しました。

平成 年 月 日

氏名

印

熊本県知事

様